

大型家具類のごみ 出しでお困りの方へ



環境政策課

☎229-3258 📠229-3354

大型家具類をごみ一時集積所まで出すことが困難な世帯に対して、市職員が自宅に伺い収集します。空き家や施設入所、引っ越しに伴う片づけの場合は除きます。

対 要支援認定者または要介護認定者、障がい者、75歳以上の人のみで構成される世帯

申 電話で環境政策課または各総合支所地域振興課へ ※1回の申し込みで3点まで、同一年度内に2回まで

刈り取った草は リサイクルできます



環境政策課

☎229-3258 📠229-3354

自宅の庭や空き地などの草は管理のために刈り取る必要があります。刈り取った草は「燃やせるごみ」で出すことができますが、コンポスト容器などを利用することで、手間なくたい肥化し、リサイクルできます。ごみではなく、資源として活用することで、ごみの減量に取り組みましょう。

危険な空き家について ご相談ください



環境保全課

☎229-3398 📠229-3354

津市では、放置空き家の発生を防止し、危険な空き家の解消を目指しています。倒壊や崩落、建築部材が飛び散る恐れがあるなど、危険な空き家について、地域で対処できず困っている場合は、環境保全課または各総合支所地域振興課へご相談ください。

津の未来のために、今できること

脱炭素コラム

環境政策課 ☎229-3212 📠229-3354



省エネポータルサイト



地域脱炭素プラットフォーム

16
7月7日は
クールアース・デー

平成20年7月7日に北海道の洞爺湖（とうやこ）周りでG8サミットが開催され、地球温暖化問題をはじめとする環境問題が主要議題として取り上げられたことから、毎年7月7日の七夕の日がクールアース・デーと定められました。これは、天の川を見ながら地球環境の大切さを再確認し、それぞれができる地球温暖化対策の取り組みを推進するための日として設けられたものです。

津市では、毎年7月7日の20時～22時に市施設の一斉消灯を行っています。皆さんのご家庭でも電気を消して、きれいな星空を見上げてみませんか。その他地球温暖化対策の取り組みについて、詳しくは資源エネルギー庁ホームページ「省エネポータルサイト」をご覧ください。

わたしたちの 脱炭素 アクション



天川尚子さん、ゆみ子さん

< 広告 >

伝えます。相続の知恵、遺言状。

創立52年

相続・交通事故・離婚・借金・労働は

初回相談30分無料

三重弁護士会所属 弁護士

石坂俊雄 村田正人 福井正明
伊藤誠基 森一恵

三重合同法律事務所 ☎059-226-0451

〒514-0033 津市丸之内33-26 (津地方裁判所前) ホームページは、「三重合同法律事務所」で検索。

市税収入の一部に寄与することを目的に、広告を掲載しています。なお、掲載している広告内容については津市が保証しているものではありません。